

北の暮らし

一般社団法人 北海道消費者協会 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL(011)221-4217
http://www.syohuisya.or.jp/



平成30年度 第2回
消費者運動代表者会議 ……2,3
意見書 ……3
みんなで節約! ……4
灯油価格抑制を要請 ……4
賛助会員との意見交換会 ……4
詐欺や模造品サイトに注意! ……5
名寄、深川協会50周年 ……5
輸入オレンジの果皮の
防かび剤 ……6,7
高額な太陽光発電/
除雪サービスの契約 ……8



灯油価格高騰で要請書を道庁へ
(記事は4ページ)

モノ消費、コト消費、トキ消費

「消費」という言葉を辞書で引くと「欲望の充足のために財やサービスを消耗する行為」などと書かれています。「消費」は経済を循環させる重要な歯車ですが、対語である「生産」に比べると、どこか後ろめたさがつきまといまいます。ぜいたくや無駄遣いといったイメージを伴うせいでしょうか。

「エシカル（倫理的）消費」の取り組みも、消費は放っておくと非倫理的なものになるという現実の裏返しです。実際、大量生産・大量消費・大量廃棄のシステムによって成長してきた社会は限界に直面し、環境破壊などを引き起こしています。

平成の時代になって、消費のトレンドは「モノ」から「コト」へ移り、最近は「トキ」に変わりつつあると言われます。

物質的な豊かさを追い求める「モノ消費」。旅行や文化的な活動に価値を見出す「コト消費」。そして、思いを同じにする人々がその時、その場所でしか味わえない感動を共有するのが「トキ消費」。W杯サッカー観戦や AKB48 の総選挙で投票するのは「トキ消費」の一例です。

考えて見れば、マイカーもテレビもスマホもない時代、人々の楽しみは「コト」や「トキ」が中心でした。芝居見物、花見、地域の祭り…。

「トキ消費」のキーワードは「参加」と「貢献」です。人がつながり、共感や連帯を育むことを通して、「消費」は本来の輝きを取り戻すのかもしれませんが。



買い物かご

会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ

協会名

平成30年度 第2回消費者運動代表者会議**来年の道大会は9月12日、札幌で**

平成30年度第2回消費者運動代表者会議が11月8日に開かれました。46協会59人の参加があり、9月7日に名寄市で開催予定だった第55回北海道消費者大会の中止の経緯や、その後行った大会に関するアンケート調査の結果などを説明しました。議事終了後、学習会「多発する異常気象と自然災害にどう備える？～天気をも方につけてより良い生活～」が開催されました。

希望があれば地域開催も…

第55回大会は、初めての地域開催ということで、会員の皆さんからの注目度も高く、名寄の一般市民をのぞいて370人ももの参加申し込みがあり、前年の参加者数を上回っていました。大会前夜に予定されていた歓迎交流会には158人、大会翌日の近郊視察会には10人の申し込みがきていました。

残念ながら、初の地域開催は幻となりましたが、今後の大会運営のあり方を探るため「緊急アンケート」を実施しました（回収：52協会）。近年、北海道に台風が上陸するケースが増加していることを踏まえ、開催時期について問いました。その結果、「今のままでよい」とする意見が8割を超えました。「再

社会貢献賞に地域協会から5人

第2回消費者運動代表者会議の席上、平成30年度の北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）の表彰式が行われました。

受賞されたのは、美唄市消費生活相談員の佐々木弘子さん、砂川消費者協会顧問（元会長）の井上宏美さん、旭川消費者協会副会長の山下三千吉さん、稚内消費者協会会長の菅原貴さん、足寄消費者協会会長の遠藤総一さんの5人。地域での消費者利益の擁護や増進、人材育成など、長年にわたる功績が高く評価されました。おめでとうございます。



考すべき」は4件あり、理由として「台風の影響」を不安視する声がありました。具体的な時期としては、「10月がよい（台風の時期を避ける）」（2件）、「8月末または11月上旬（台風の時期を避ける）」（1件）、「6月（5月消費者月間を意識し、既存の行事に影響の少ない翌月に実施）」（1件）でした。

今後、札幌以外の地域で開催することについては「開催した方がよい」は17件（32.7%）、「開催しない方がよい」は22件（42.3%）でしたが、その他13件（25.0%）の中に「希望する協会があれば開催してもよい」など、条件付き賛成が8件ありました。これらも加えると、地域開催に賛成する意見は50%以上となります。再来年以降の大会について開催を希望する協会があれば前向きに検討したいと思います。

名寄消費者協会の佐藤靖会長は、「用意していた昼食用の食材や土産などが廃棄される結果となり、全力を挙げて取り組んでいただけに、会員は大きなショックを受けた」との報告がありましたが、「これに懲りずに、地域で大会を開くことを考えてほしい」との言葉に、出席者から拍手がわき起こりました。

出席者からは自然災害などに備えるため、「地域協会と道協会との連絡体制づくりを進めてほしい」という意見がありました。

消費税増税の考え方は？

「最近の消費者問題について」では、原油高による灯油やガソリンの高騰や、種子法に代わる道条例制定などについて説明しました。

出席者から来年10月の消費税増税に関して「道協会の考えや対応は」という質問があ

りました。事務局は「消費税についてのスタンスは決まっていない。軽減税率など複雑な問題があり、現段階で考え方をまとめるのは難しい。今後勉強を重ねるとともに、皆さんの盛んな議論も期待したい」と回答しました。

学習会 多発する異常気象と自然災害にどう備える?
 講師: 森山知洋氏(日本気象予報士会北海道支部長、HBCウェザーセンター 気象キャスター)

異常気象とは、その地域において30年に1度程度しか起きない高温や低温、大雨などのことです。最近



の異常気象として、「網走で5月に雪、6日後には30度を超える暑さ」「礼文町で50年に一度の集中豪雨」「1カ月に3つの台風上陸」などが挙げられます。国連は3年前、気象災害によって世界で死亡した人は60万人を超えたという発表をし、その原因の一つに地球温暖化を挙げています。

北海道の温暖化による将来予測(20世紀末と21世紀末の対比)は、温暖化の対策を

とらなければ年平均気温が約5度上昇、真夏日日数は約6倍に増加。激しい雨の発生(1時間降水量30mm以上)は約4倍増加、大雨の発生(日降水量100mm以上)は約2倍増加、降雪量・積雪量は約40%減少するとみえています。

気象災害は予測が可能で情報収集が大切です。昨年できた気象庁の「危険度分布」は、大雨に備えるのに役立ちます。自分が住む街の浸水害や土砂災害、洪水の危険度が色別で示されます。自分が住んでいる地域の自然災害のリスクを知るためには国土交通省の「重ねるハザードマップ」、地震のリスクを知るためには防災科学技術研究所の「地震ハザードカルテ」が役に立つでしょう。

避難情報は切迫度に応じて3段階になっており、緊急度の高いものから「避難指示(緊急)」「避難勧告」「避難準備・高齢者等避難開始」となっています。

警報は危険な時間帯の2~6時間前に発表されます。経験や勘に頼らず、天気を味方につけ、情報を上手に活用して早めの対応を心掛けてください。札幌で冬に大きな地震が発生したら、6000人から8000人が凍死するという想定もあります。電源などをいろいろな手段で取れるようにし、最新の予報を利用するようにしましょう。

意見書(北海道消費者協会から関係機関へ提出。カッコ内は提出先と提出日)

SDGs「目標値」の説明を

「(仮称)北海道SDGs推進ビジョン(原案)」への意見として、ビジョンの基本的な考え方には賛同し、理念が次代を担う青少年にも広く浸透することを期待するとともに、ビジョンの「目標値」の根拠を明示し、より丁寧で分かりやすい記述を要望しました。(北海道総合政策部政策局計画推進課、10月6日)

遺伝子組換え表示は分かりやすい表現で

「新たな遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準一部改正(案)」に関する意見として、『遺伝子組換え不分別』の表示は、意味が分かりにくいので、『分別』『分別生産』に代わ

る分かりやすい表現とする」「遺伝子組換え作物を使用した全ての加工食品を表示対象とする」ことなどを要望しました。

(消費者庁食品表示企画課、11月2日)

ジャガイモなども対象に含めて

主要農作物種子法の廃止を受け、北海道が独自の条例を制定するために発表した「主要農作物の種子の生産に関する条例(仮称)」の素案に対し、「道内において作付面積の大きいジャガイモやタマネギなども対象に含めることを検討してほしい」などとする意見書を提出しました。

(北海道農政部生産振興局農産振興課、11月6日)

※詳細はホームページをご参照ください。

みんなで節約! 灯油価格高騰を乗り切ろう

灯油価格が高騰しています。北海道庁はホームページで節約を呼び掛けています。その一部をご紹介します。

◆暖房…設定温度を下げ、一枚多く重ね着をし、靴下やひざ掛けを使う。厚手のカーテンを付ける。

◆融雪…ロードヒーティングは手動運転に切り替え、融雪機はある程度雪を集め、雪を細かく砕いてから投入すると節約につながる。

◆お風呂…家族が連続して入浴する。必ずフタをし、保温シートを活用すると冷めにくい。シャワーの時間を短くし、流しっ放しにしない。

◆給湯器…設定温度を低くし、つけ置き洗いやゴム手袋を活用。あらかじめ汚れをふき取ると少ない量で洗える。食器洗いや歯磨きのときはお湯を出しっ放しにしない。



灯油価格抑制を要請 ～経産局、道へ～

灯油価格が高騰していることから、北海道消費者協会と札幌消費者協会は北海道経済産業局と北海道に対し、価格の抑制や生活困窮者等への支援を要請しました。

経産局へは10月12日、道へは24日に訪問。

地震の影響と対策は? 賛助会員との意見交換会

今年も賛助会員の皆さんとの意見交換会を10月25日に開催しました。8団体9人の参加があり、主に9月に発生した胆振東部地震の影響と対策について意見交換しました。

安否や店舗等の確認などを済ませた後、「保険金請求の代行で高額な手数料を取る業者が現れ、注意喚起を行った」「みなし仮設

要請に対し経産局は「灯油は市場価格で決まるが、高値が続くと道民には大きな打撃であることは認識している。アメリカとイランの関係や OPEC、為替の動向などを注視し、便乗値上げも監視していきたい」、道は「生活への影響は認識している。モニター調査を引き続き実施し、価格動向を把握したい。被災者支援については福祉部局へ伝える。家庭での節約の工夫も協会と一緒に呼び掛けていきたい」と答えました。

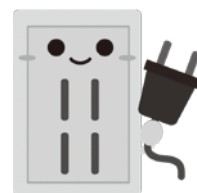
要請文については道協会のホームページをご覧ください。

一方、「北海道地域灯油意見交換会」が11月1日に経産局で開かれ、北海道消費者協会など消費者団体からは価格の抑制を求める声が続きました。

灯油価格の高騰については、「国際情勢により原油価格が高騰し、為替などの状況により値上がりが続いている」とする説明に終始。消費者団体からは「緊急対策本部を設けるなど、積雪寒冷地を預かる経産局としてもっと道民に対して分かりやすい対策をとってほしい」などの要望が出されました。

節電しましょう!

経済産業省は北海道で3年ぶりに数値目標を設けない節電を要請することを決めました。期間は12月から来年3月末まで。無理のない範囲で節電を心掛けましょう。



住宅の情報を北海道へ提供した」「自衛隊が引き揚げた後、被災者に食事の提供をした」など、厳しい状況の中でも、各団体が使命や役割を果たしたことが伺えました。

今後の課題としては「自衛隊や警察などと連携して、災害時のシミュレーションをしてはどうか」「災害時に拠点となるガソリンスタンドがあると聞いていたが、何の表示もないので、もっと市民に分かるようにしてほしい」などの意見が出されました。

「もっと地域密着を!!」 電気店と消費者との懇談会

「電化生活の向上と安全使用のための消費者懇談会」が11月15日、道立消費生活センターで開催され、家電製品の安全な使い方や省エネなどについて、電力会社や家電メーカー、消費者が懇談しました。北海道電機商業組合の主催。

NHK 札幌放送局からは4K、8K放送の特徴や視聴するための方法、北海道電力からは災害時の対応など、電機商業組合からは電化製品を安全に使う方法や省エネ家電の紹介などがありました。消費者からは「地域密着をもっとアピールしては」「地域の電気店が高齢者の見守りの役割をしているのは心強い」といった感想も聞かれました。

詐欺や模倣品サイトに注意!

ダウンジャケットやブーツなどの冬物を購入する時期に合わせて、詐欺や模倣品サイトが登場するケースが多くなっていることから、独立行政法人 国民生活センターは注意

を呼び掛けています。

インターネットの通販サイトで商品を購入したものの「商品が届かない」「ニセ物が届いた」などといったトラブルが発生しています。以前の詐欺・模倣品サイトでは、ブランド品については「大幅な値引き」をするサイトがほとんどでしたが、最近は割引率を一定に抑えているため、見分けにくくなっています。また、サイトを運営する事業者が海外に所在する可能性も高く、被害回復が困難なことも多いので、十分ご注意ください。

くらしのセミナー

道立消費生活センターは、平成30年度最後の公開講座「くらしのセミナー」を12月5日午後1時から、同センター「くらしの教室」(札幌市中央区北3西7)で開催します。受講料無料。テーマは「これで安心! 契約の心得～最近の悪質商法と契約トラブルの現状～」で、講師は同センターの主任消費生活相談員の坂井千映氏。申し込み、問い合わせは教育啓発グループ(☎011-221-0110)へ。

おめでとう! 各地で設立50周年



名寄消費者協会

9月に名寄市内で開催の予定だった第55回北海道消費者大会が中止となったため、名寄消費者協会(佐藤靖会長)は、10月19日に「50周年懇談会」を開催しました。

大会当日ご協力をいただく予定だった名寄市立大学の教授や会員の皆さんら28人が集まり、昼食を取りながら50年の歩みを振り返りました。



深川消費者協会

深川消費者協会(藤川ツヤ子会長)は10月27日、市内で設立50周年の記念式典と祝賀会を開催しました。山下貴史市長をはじめ、多くの来賓の方々がお祝いの言葉を述べました。功労者14人に感謝状、藤川会長には特別表彰状が贈られました。祝賀会では地元の音楽サークルがにぎやかに演奏を繰り広げ、宴を盛り上げました。

効果的な洗浄方法は？

～輸入オレンジの果皮の防かび剤～

オレンジやレモンなど輸入品のかんきつ類には、食品添加物として防かび剤が使用されているものがあることから、前号では農薬と防かび剤の残留値を調べました。その結果、防かび剤は果肉よりも果皮の残留値が高いことが分かりました。果皮も料理に使用することがあるため、今号ではオレンジを使い、水洗いなど除去方法の違いによる防かび剤の除去率について調べました。

テスト品

・オレンジ（オーストラリア産）

テスト方法

オレンジの果皮に残留している防かび剤（チアベンダゾールとイマザリル）が各洗浄処理によってどの程度除去されるかをテストしました。いずれの場合も、半分に切断した片方にのみ処理を施しました。処理、未処理

のそれぞれの残留値を測定し、除去率を算出しました。

・水洗い

水 2L (15℃) に 2 分間浸し、スポンジで水をつけて 2 分間こすり洗い。その後、流水で 30 秒すすぎ、水分をふき取ります。

・洗剤洗い

洗剤液（水 2L に台所用合成洗剤 1.5mL）に 2 分間浸し、スポンジで洗剤液をつけて 2 分間こすり洗い。その後、流水で 30 秒すすぎ、水分をふき取ります。

・塩もみ

塩水（水 2L に塩 20g）に 2 分間浸し、塩 5g で 2 分間塩もみ。その後、流水で 30 秒すすぎ、水分をふき取ります。

・ゆでる

果皮のみを水 2L に 10 分間浸し、熱湯 1L で 10 分間ゆでる。その後、流水で 30 秒すすぎ、水分をふき取ります。

●水洗い



↑ 水2Lに2分間浸す



↑ スポンジで水をつけて2分間こすり洗い



↑ 流水で30秒すすぎ



↑ 紙製タオルで水分をふき取る

●洗剤洗い



↑ 洗剤液（水2Lに洗剤1.5mL）に2分間浸す



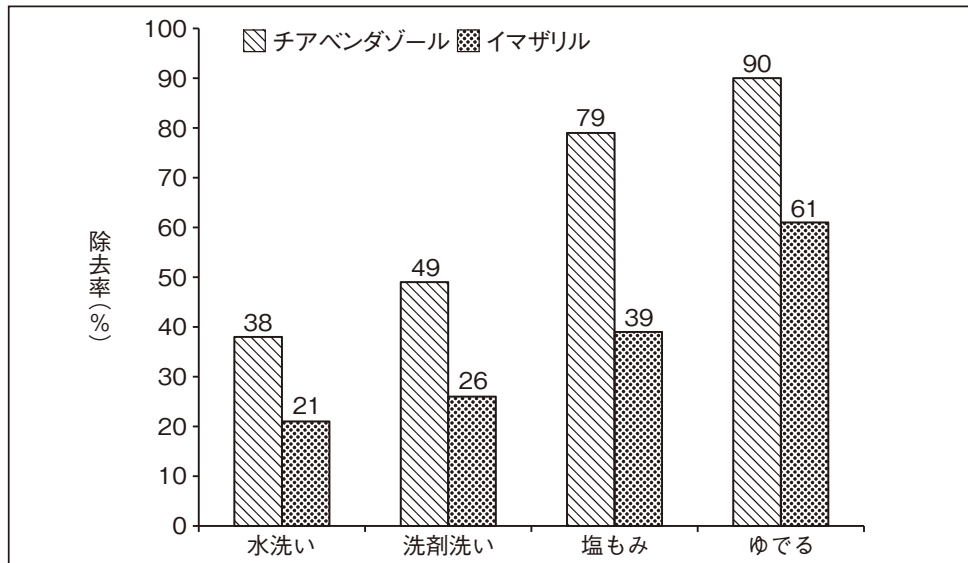
↑ スポンジで洗剤液をつけて2分間こすり洗い



↑ 流水で30秒すすぎ



↑ 紙製タオルで水分をふき取る



テスト結果

チアベンダゾールの除去率は、「ゆでる」90%、「塩もみ」79%、「洗剤洗い」49%、「水洗い」38%の順でした。イマザリルの除去率は、「ゆでる」61%、「塩もみ」39%、「洗剤洗い」26%、「水洗い」21%の順でした。チアベンダゾールとイマザリルでは除去率に差があり、チアベンダゾールの方がよく除去できました。

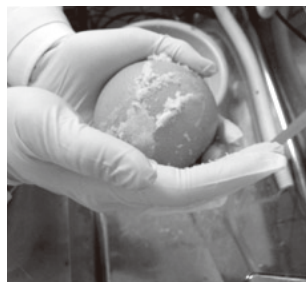
消費者へのアドバイス

・防かび剤は果肉より果皮に多く含まれているので、皮をむけばほとんど除去できます。また、何も処理をしないよりも、「水洗い」「洗剤洗い」「塩もみ」「ゆでる」処理をすると、防かび剤がある程度除去できます。特に「ゆでる」は除去率が高いので、お菓子などを作る際に皮を利用する場合は下ゆでするとよいでしょう。

●塩もみ



↑ 塩水（水2Lに塩20g）に2分間浸す



↑ 塩5gで2分間塩もみ



↑ 流水で30秒すすぐ

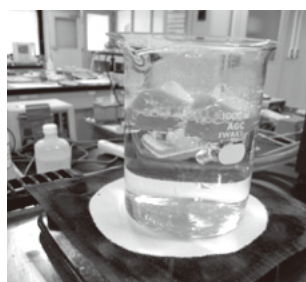


↑ 紙製タオルで水分をふき取る

●ゆでる



↑ 果皮のみを水2Lに10分間浸す



↑ 熱湯1Lで10分間ゆでる



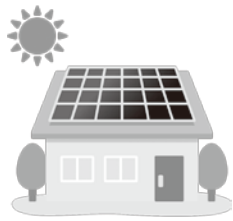
↑ 流水で30秒すすぐ



↑ 紙製タオルで水分をふき取る

モニター価格と言われたが… 高額な太陽光発電。解約したい

問 昨日、「電気代が安くなる」と電話があり、自宅に訪問してきた事業者に太陽光発電システムを勧誘された。工事中にのぼりを立てて宣伝するので、480万円のところ今日契約すれば250万円のモニター価格にできると言われ、ローンを組んで契約した。冷静に考えると手数料を含め300万円以上になり支払いが不安。クーリング・オフできるか。（40代 女性）



答 訪問販売での契約は、特定商取引法で規制されており、事業者には法律で定められた事項を記載した書面を交付する義務があり、消費者は書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。この事例の場合、クーリング・オフが可能

郵便受けに除雪サービスの契約書！ 申し込んだつもりはないのに

問 除雪サービスのチラシを見て事業者に問い合わせたところ、今なら割引して12回の除雪で3万7000円にすると言われた。返事をしたつもりはないが、翌日、郵便受けに契約書面が入っていた。その後、事業者から連絡はなく、連絡先は携帯番号しか記載されていないので不安。契約になっていたとしてもやめたい。（80代 女性）

答 当センターから事業者に問い合わせたところ、「契約書面は入れておいたが、契約を希望する場合は電話をしてほしいと説明している。まだ契約にはなっていない」

なので相談者に書面の書き方を説明し、証拠が残るよ

消費生活相談

うコピーを取ったうえで、簡易書留等で事業者と信販会社に通知するよう助言し、後日、了承されたと連絡がありました。

地震の際、大規模な停電が発生したことで、太陽光発電に関心が寄せられています。また、余剰電力を電力会社に売ることができると、「売電すればローンの支払いが相殺される」「今日までなら安くできる」と契約を急がせるセールストークで勧誘するケースも見受けられます。しかし、実際には説明されたほど発電量がなく、支払いの負担が減らないため、トラブルになることがあります。

パネルを屋根に設置する場合、築年数がたっている家屋では補強費用がかかることもあります。太陽光発電は初期費用が高額だけでなく、発電量は天候に左右されることや売電価格が変動する場合もあることを念頭におき、契約する際は発電量や売電額の見込み、メンテナンス費用も確認しましょう。

という回答でした。その旨を相談者に伝え、他社からも見積を取り、家族などと相談して事業者を決めてはどうかと助言しました。

除雪サービスについては、「料金を前払いしたが、契約どおりの作業をしてくれず、連絡もとれない」「除雪作業中に敷地内の設備を壊されたが補償してくれない」などのトラブルが発生しています。契約する際は、作業内容や回数、料金などに加え、積雪の状況により、作業ができなかった場合の精算方法などについても確認しておく必要があります。自治体によっては高齢者向けの福祉除雪サービス制度を設けているところもあります。参考にしましょう。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

協会名

北海道立消費生活センター
相談専用電話

一人で悩むより…

☎ 050-7505-0999